

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇条例
 - 鳥取県立高等看護学院設置条例
 - 鳥取県医療機関整備審議会条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県種畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例
 - 沿道区域指定の基準に関する条例
 - 鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県商工奨励館使用料条例等を廃止する条例

條例

鳥取県立高等看護学院設置条例をここに公布する。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県条例第二号

鳥取県立高等看護学院設置条例

(設置)

第一条 看護婦として必要な知識並びに技術を履修させるため、鳥取県立高等看護学院(以下「学院」という。)を鳥取市に設置する。

(職員)

第二条 学院に学院長その他必要な職員を置く。

(委任)

第三条 この条例の施行について必要な事項は知事が別に定める。

附則

この条例は昭和二十九年四月一日から施行する。

鳥取県医療機関整備審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県条例第三号

鳥取県医療機関整備審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県医療機関整備審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「歯科医師」の下に「薬剤師」を加える。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例をここに公布する。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第四号

鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例

第一条 鳥取県種畜場(以下「種畜場」という。)並びに鳥取県家畜保健衛生所(以下「家畜保健衛生所」という。)

いう。)において行う種雄畜種付、精液の譲渡又は精液の注入を、受けようとする者はこの条例の定めるところにより種付手数料、精液の譲渡手数料又は精液の注入手数料を果に納付しなければならない。

第二条 種付手数料、精液の譲渡手数料及び精液の注入手数料の金額は、次の範囲内で種雄畜ごとに知事が定める。

種雄畜区分	單位	金額	備考
乳用牛	一頭につき	一、五〇〇円	種付したものを受胎しなかつた場合は第一回種付の日から一〇日以内第三回までは無料とする。但し、豚にあつては二〇日以内第四回までは無料とする。
役肉用牛	"	一、五〇〇円	
馬	"	一、〇〇〇円	
豚	"	二、五〇〇円	
緬羊	"	七〇〇円	
山羊	"	七〇〇円	

二 精液譲渡手数料

種雄畜区分	單位	金額	備考
乳用牛	一回分につき	六〇〇円	精液は原液又は稀釈液とし乳用牛、役肉用牛、緬羊又は山羊にあつては一回分とする。
役肉用牛	"	六〇〇円	
馬	"	五〇〇円	
豚	"	一、〇〇〇円	
緬羊	"	一、〇〇〇円	
山羊	"	一、二〇〇円	

三 精液注入手数料

各種雄畜 一回につき 二〇〇円

附則

- この条例は公布の日から施行する。
- 果有種畜種付及び精液の譲渡手数料条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十八号)は廃止する。
- 鳥取県家畜保健衛生所条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表中

「人工授精料 精液注入料」一件につき六〇〇円以内を削る。

沿道区域指定の基準に関する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第五号

沿道区域指定の基準に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十四条の規定に基き道路の沿道区域の指定の基準を定め、もつて道路の保全及び交通の安全を図ることを目的とする。

(沿道区域指定の基準)

第二条 道路の沿道区域は、道路の各一側について道路幅員の二・五倍以内とする。但し二十メートルを超

えるときは二十メートルとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第六号

鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

鳥取県職員退職手当支給条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は死亡」を削り、「退職者又はその遺族」

を「その者(死亡に因る退職の場合には、その遺族)」に改め、同条に次の一項を加える。

職員が退職した場合において、その者が退職の日若しくはその翌日に再び職員となつたとき、又は任期満了に因る退職後に次の任期において再び前の職の職員となつたときは、前項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

第二条を次のように改める。

第二条 この条例で職員とは、一般会計及び各特別会計の歳出予算によつて給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)が支給される職員で、常時勤務に服する者(二月以内の臨時的任用者を除く。)をいう。

第三条から第八条までを次のように改める。

第三条 次条の規定に該当する場合を除く外、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額(給料が月額で定められている者については、給料日額の八割相当額の二十五日分に相当する額。以下同じ。)に、その者の勤続期間を左の各号に区分

して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の六十
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の六十五
- 三 二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の七十
- 四 三十六年以上の期間については、一年につき百分の六十五

前項に規定する者に対する退職手当の額は、その者が左の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間一年以上五年以下の者 百分の五十二
- 二 勤続期間六年以上十年以下の者 百分の七十五

第四条 定数の減少若しくは組織の改廃又は予算の減少により過員又は廃職を生ずることに因り退職した者で

任命権者が知事の承認を得たもの(以下「整理退職者」という。)、勤務機関の移転に因り退職した者又はその者の非違によることなく勸し、ようを受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)別表第二に掲げる程度の療疾の状態にある傷、疾病に因り退職した者及び死亡に因り退職した者に対する退職手当の額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百五
- 三 二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の百二十
- 四 三十六年以上の期間については、一年につき百分の百五

第五条 前条に規定する整理退職者で左の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。

- 一 勤続期間一年未満の者 百分の二百
- 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の二百七十
- 三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の三百四十
- 四 勤続期間三年以上の者 百分の四百十

前条に規定する者で整理退職者以外の者に対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、その基本給月額をもつて退職手当の額とする。

前二項の基本給月額は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の規定により給与が給料、扶養手当及び勤務地手当に区分して支給される職員については、それらの月額の合計額とし、そ

の他の職員については、この基本給月額に準じて知事が定める額とする。

第六条 前条第一項の規定は、過去の退職につき既に同条同項の規定の適用を受け、且つ、その退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者がその再び職員となつた日から起算して一年内に退職した場合においては、適用しない。

第七条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きいた在職期間による。

前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

職員が退職した場合(次条各号の一に該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続きいて在職したものとみなす。

任期の定のある職員が、任期満了に因り退職した後

に次の任期において再び前の職の職員となつたときは、前の職員としての引き続きいた在職期間は、後の職員としての引き続きいた在職期間に通算する。

前四項の規定による在職期間のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十七条第二項及び第二十八条第二項の規定による休職、同法第二十九条第一項の規定による停職その他これらに準ずる事由に因り現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。)が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数を前四項の規定により計算したる在職期間から除算する。

国又は他の都道府県における退職手当に関する規定の適用を受ける者(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)に規定する市町村立学校職員を含む。以下「他の公務員」という。)が、引き続きいて職員となつたときにおけるその者の他の公務員としての引き続きいた在職期間は、職員としての引き

続きいた在職期間に通算するものとする。但し、他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃又は予算の減少その他これらに準ずる事由により過員又は廃職を生じたことに因り退職し、引き続きいて職員となつたとき、知事がその者の他の公務員としての引き続きいた在職期間は、これを通算しないことに定めたときは、この限りでない。

前項に規定する他の公務員としての引き続きいた在職期間の計算については、第一項から第三項まで及び第五項の規定を準用する。この場合において、その在職期間のうちこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた期間があるときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間は、除算するものとする。

前七項の規定により計算したる在職期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。但し、その在職期間が六月以上一年未満(第四条の規定による退職手当を計算する場合にあつては、一年未満)の場合には、これを一年とする。

第八條 第三條から第五條までの規定による退職手当(

以下「一般の退職手当」という。)は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

- 一 地方公務員法第二十九条第一項の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
- 二 地方公務員法第二十八条第六項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者
- 三 地方公務員法第三十七条第二項の規定に該当し、退職させられた者又はこれに準ずる者

第九條中「給与(勞働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の規定により増額して支給されるこれらの規定による給与に相当する給与を含む。以下同じ。)」を「給与又はこれらに相当する給与」に改める。

第十條第三項の次に次の一項を加える。

本條の規定による退職手当は、失業保険法の規定に

よるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

第十二條及び第十三條を次のように改める。

第十二條 職員が刑事事件に關し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当及び第九條の規定による退職手当は、支給しない。但し、禁こ以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

前項但書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第十條の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項但書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同條の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項但書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第十條の規定による退職手当の額以下であるときは、同項但書の規定による退職手当は、支給しない。

第十三條 職員が引き続いて他の公務員となつた場合に

おきて、その者の職員としての勤続期間が、他の公務員に対する退職手当に関する規定により他の公務員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この條例による退職手当は、支給しない。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十九年三月一日以後の退職に因る退職手当について適用する。

2 昭和二十九年二月二十八日以前の退職に因る退職手当については、なお従前の例による。

3 昭和二十九年二月二十八日に現に在職する職員が、同年三月一日以後に改正後の鳥取県職員退職手当支給條例(以下「改正後の條例」という。)第四条に

規定する事由以外の事由に因り退職した場合において、その者につき改正前の鳥取県職員退職手当支給條例(以下「改正前の條例」という。)第三条の規定を適用して計算した退職手当の額が、改正後の條例第三条の規定による退職手当の額よりも多いときは、改正後の

條例第三条の規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき改正後の條例第三条の規定による退職手当の額とする。

4 前項の場合における職員の勤続期間は、昭和二十九年二月二十八日以前における勤続期間については、附則第五項から第七項までの規定により、同年三月一日以後における勤続期間については、改正後の條例第七條の規定による。

5 昭和二十九年二月二十八日に現に在職する職員及び他の公務員であつて同年三月一日以後に引き続いて職員となつた者の同年二月二十八日以前における勤続期間については、なお従前の例による。

6 昭和二十九年二月二十八日に現に在職する職員及び他の公務員であつて同年三月一日以後に引き続いて職員となつた者の在職期間に引続いた旧恩給法の特例に關する件(昭和二十一年勅令第六十八号)第一条に規定する軍人軍属としての在職期間は、前項の規定にかかわらず、その者の勤続期間から除算しない。

7 昭和二十九年二月二十八日に現に在職する職員のうち、先に職員として在職したものであつて、所属庁の長の承認又は勸し、ようを受けて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の關係のあつた法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の事業と同種の事業を行つていたもので、知事の指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、且つ、外国政府職員等としての身分を失つた後に他に就職することなく再び職員として就職したものである。附則第五項の規定にかかわらず、先の職員としての在職期間の全期間及び当該外国政府職員等としての在職期間の三分の二の期間を後の職員としての在職期間に通算するものとする。

8 未帰還の職員に対する退職手当については、国家公務員の例による。

9 昭和二十九年一月一日以後の死亡に因り退職した職員に対する退職手当の額は、当分の間、同年二月二十

八日までに死亡した者にあつては改正前の条例第四条及び第五条、同年三月一日以後に死亡した者にあつては改正後の条例第四条及び第五条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した額に、その者の給料月額に百分の四百を乗じて得た額を加算した額とする。この場合においては、死亡賜金、死亡一時金その他これらに相当する給与は、支給しない。

鳥取県商工奨励館使用料条例等を廃止する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月十六日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第七号
鳥取県商工奨励館使用料条例等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。
鳥取県商工奨励館使用料条例(昭和七年二月鳥取県条例第四号)
鳥取県立診療所使用料条例(昭和二十三年三月鳥取県

条例第十九号)
鳥取県桑苗検査条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第三十九号)
鳥取県家畜人工授精講習会受講料徴収条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十三号)